

# ABJマーク使用申請手順書 Ver.1.2

一般社団法人 電子出版制作・流通協議会  
2022年2月16日

# 目次

- ABJマークとは
- 使用申請手続きの目的と概要
- 事業者登録申請手順
- 電子書店・電子書籍配信サービス（以下、サービス）登録申請手順
- サービスの使用許諾取り消し手順
- 事業者登録の取り消し手順
- 登録サービス変更手順
- 事業譲渡等による事業者名変更の際の手続き

# ABJマークとは

# ABJマークとは

- **ABJ**マークは、掲示した電子書店・電子書籍配信サービスが、著作権者様からコンテンツ使用許諾を得た正規版配信サービスであることを示す商標です。読者のみなさまに安心して閲覧・講読できる環境を提供し、健全なコンテンツ市場の発展を促進させることを目的として定められました。

※**ABJ** = Authorized Books of Japan

- 出版社様を含めた電子出版物をご提供されている事業者様から、展開されているサービスごとに**ABJ**マークの登録申請をいただきます。正規版マーク事業組合の認定委員会で申請許諾されると、1サービスごとにユニークな管理番号が付与され、弊協議会から管理番号が記載された掲出用のマークデータ（**illustrator**データ）をお渡しします。
- マークはガイドラインに沿って各サービスで掲出いただくことになっております。

# 使用申請手続きの目的と概要

# ABJマークの使用申請手続きの目的と概要

- 正規のコンテンツを配信されている事業者様を特定する手続きを慎重に行いながら、事業者様の手間をできるだけ少なくするために申請システムをご用意いたしました。
- 使用申請手順は下記の通りです。
  - ① **責任者印**（※事業を代表して執行している方の役職を示す印：例えば「**代表社之印**」や「**事業部長之印**」など）のご捺印が必要な「**事業者登録**」をしていただきます
  - ② その後、「**サービス登録**」をしていただきます
    - ※事業者登録申請を行えば、申請許諾が出る前にサービス登録の申請が可能です。
- 「事業者登録」では、認定委員会が使用許諾の可否を判断する際の参考として、著作者様、出版社様、電子取次様などの「配信契約先」を1社以上ご記載いただきます。
  - ※事業者が出版社様のような権利者様の場合には、「配信契約先」に自社名のご記載をお願いしております。



# 事業者登録申請手順

# 事業者登録 <トップページ>

ABJマークを使用される事業者の皆様には、初めに事業者登録していただきます。

The screenshot shows the homepage of the Association for E-publishing Business Solution (EBS). The header includes the logo and the text '一般社団法人 Association for E-publishing Business Solution 電子出版制作・流通協議会'. A navigation menu on the left lists items like '電流協トップ', '電流協セミナー', and '電流協メールマガジン'. A central banner area contains a large image of a conference and a text box with the heading 'ようこそ、電子出版制作・流通協議会へ'. Below this is a section titled '【会員限定】電流協アワード創設について'. A vertical sidebar on the right contains buttons for '会員専用サイト', '電流協について', '設立趣意', '活動計画', '総会報告', '理事・監事', '会員一覧', '定款', '組織', and 'ABJマーク'. At the bottom, there are tabs for 'お知らせ', '電子出版ニュース', and '活動スケジュール', with a date '2018年07月23日' displayed.

このバナーから入

電流協 TOPページ

The screenshot shows the ABJ website. The header reads '電子出版制作・流通協議会' and '会員向けメニュー'. A navigation menu on the right lists '会員専用サイト', '電流協について', '設立趣意', '活動計画', '総会報告', '理事・監事', '会員一覧', '定款', '組織', and 'ABJマーク'. The main content area is titled 'ABJマークとは' and includes a sub-section 'ABJマーク使用申請'. A red arrow points from the text 'クリックして次へ' to a button labeled '新規事業者登録申請' in a red-bordered box. Below this, there is a PDF icon for '申請手順書 Procedure\_manual.pdf' and another button '登録済み事業者'. A note at the bottom states 'ABJマーク使用管理規程' and provides a link to the 'ABJマーク使用管理規程'.

クリックして次へ

ABJマーク TOPページ



# 事業者登録 < 登録内容入力 >

事業者登録申請をしていただきます。

記載内容： (1) 会社名、 (2) 役職名、 (3) 責任者名、 (4) 住所、 (5) 電話番号、  
(6) 申請者名、 (7) 申請者メールアドレス、 (8) 配信契約先

※登録者が出版社様のような権利者様の場合には、「配信契約先」に自社名をご記載ください。

※「(3) 責任者」は通常契約の際に契約当事者となる事業の責任者をお書きください。  
申請書時に「代表者之印」「事業部長之印」など責任者の役職を示す印が必要となります。

ABJマーク 新規事業者登録

## 新規事業者登録申請

\*必須

### 事業者情報

会社名 \* (1)  
回答を入力

役職名 (所属含む) \* (2)  
回答を入力

責任者名 \* (3)  
回答を入力

住所 1 \* (4)  
都道府県市区町村 例：東京都千代田区一番町  
回答を入力

住所 2 \* (4)  
市区町村以降の住所(番地) 例：25番地  
例：1-23-4(1丁目23番4号)  
回答を入力

住所 3  
建物名・階数等 例：JCIIビル 6F  
回答を入力

電話番号 \* (5)  
※ 03-1234-5678  
回答を入力

申請者名 \* (6)  
回答を入力

申請者メールアドレス \* (7)  
回答を入力

配信契約先 \*  
配信契約先ないしは契約予定先 (著者、出版社、取次) を下記に1つ以上入力してください。  
回答を入力

戻る 送信

確認して送信

# 新規事業者登録 < 申請書提出 >

- 登録いただくと、「ABJマーク使用事業者申請書」(PDF)と登録エリアに入るための「ログインID/パスワード」、及び「事業者コード」がメールで申請者様宛て届きます。

※申請書には責任者印（事業の責任者の方の役職を示す印：「代表者之印」「事業部長之印」など）をご捺印いただき、郵送またはPDFをメール添付して弊協議会宛て返信いただきます。

※ただし、この時点では登録は完了しておりません。認定委員会の確認の後、「使用許諾証（事業者登録）」がお手元に届いた時点で正式な登録となります。

ABJマーク使用事業者申請をありがとうございます。

添付の申請書に捺印の上、ABJマーク使用サービス登録申請書と一緒にご郵送をお願いいたします。

ABJマーク使用サービス登録申請は、下記フォームよりお申し込みください。

登録済み事業者用メニュー：[https://aebs.or.jp/Regular\\_version/](https://aebs.or.jp/Regular_version/)  
 ※アクセスには、ログインID・パスワードが必要となります。

ログインID:k1000018  
 パスワード:iU79rnJX

← ログインID、パスワード

使用サービス登録に際しては、下記事業者No.をご入力ください。

事業者No:ABJ1008

← 事業者No.

※申請書および登録内容に誤りがある場合は、下記修正用URLより修正を行ってください。  
[https://aebs.or.jp/Regular\\_version/Change\\_of\\_registered.html?q=change.php%3Fkid%3Dk1000](https://aebs.or.jp/Regular_version/Change_of_registered.html?q=change.php%3Fkid%3Dk1000)

※修正内容により、申請書の再提出が必要となります。

---

AEBS 電子出版制作・流通協議会  
 102-0082  
 東京都千代田区一番町25番地 JCIビル 6F  
 TEL: 03-6380-8207  
 FAX: 03-6380-8217  
 URL: <http://aebs.or.jp> Mail: [inf@aebs.or.jp](mailto:inf@aebs.or.jp)  
 Association for E-publishing Business Solution

メールイメージ

ABJマーク使用事業者申請書

年 月 日

一般社団法人 電子出版制作・流通協議会 御中

当社は、貴協議会の「ABJマーク（ホワイトマーク）使用管理規程」及び「ABJマークガイドライン」の内容を確認し、これに賛同することと同意したうえで、ABJマーク（ホワイトマーク）の使用許諾の申請を致します。

申請者

【住所】

【会社名】

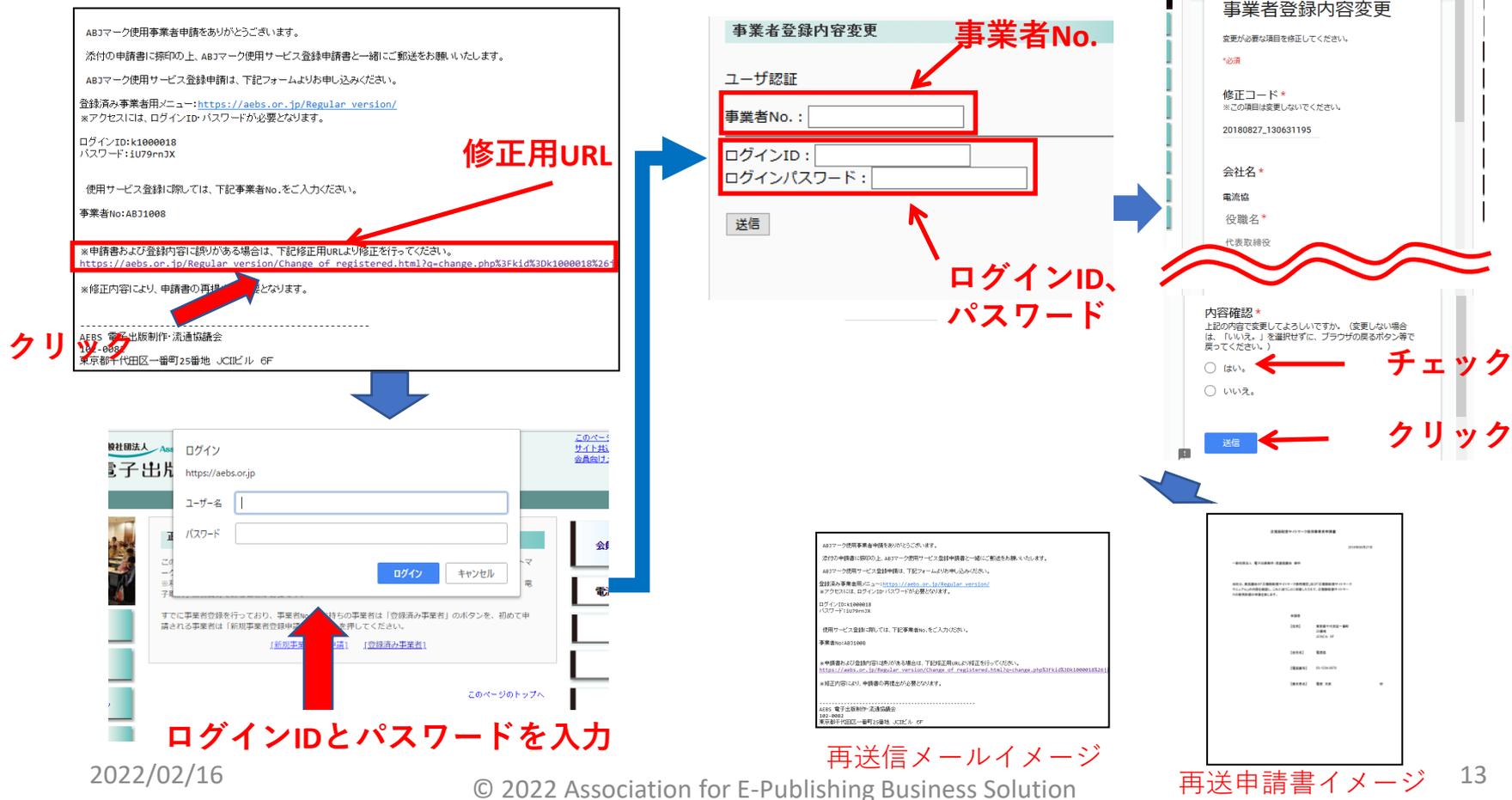
【電話番号】

【責任者名】  印

申請書イメージ

# 参考) 申請書提出前の事業者登録変更手続き

- メールに添付されたPDFをご確認いただき、記載内容に誤りがあった場合には、メールに記載された「修正用URL」から修正が可能です。内容を修正してご送信いただくと修正を反映した申請書（PDF）がメールで届きます。

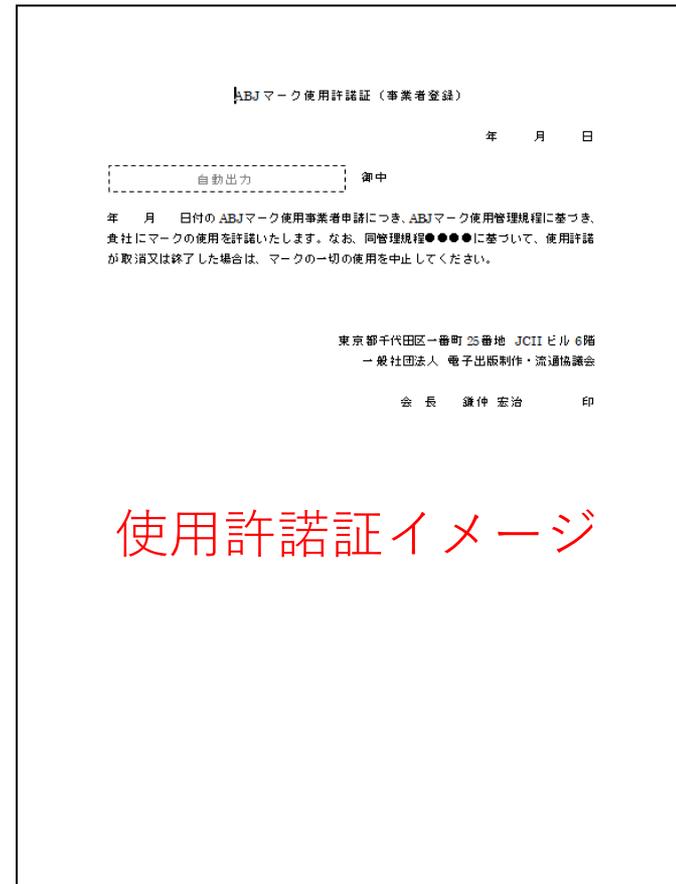


## 事業者登録 <使用許諾>

- ご提出いただいた申請書は認定委員会で審査のうえ、事業者登録させていただきます。  
登録後に弊協議会より下記のような「使用許諾証」を発行いたします。

※事業者様によっては、  
認定委員会で審査で許諾が下りずに、  
事業者登録できない場合もあります。

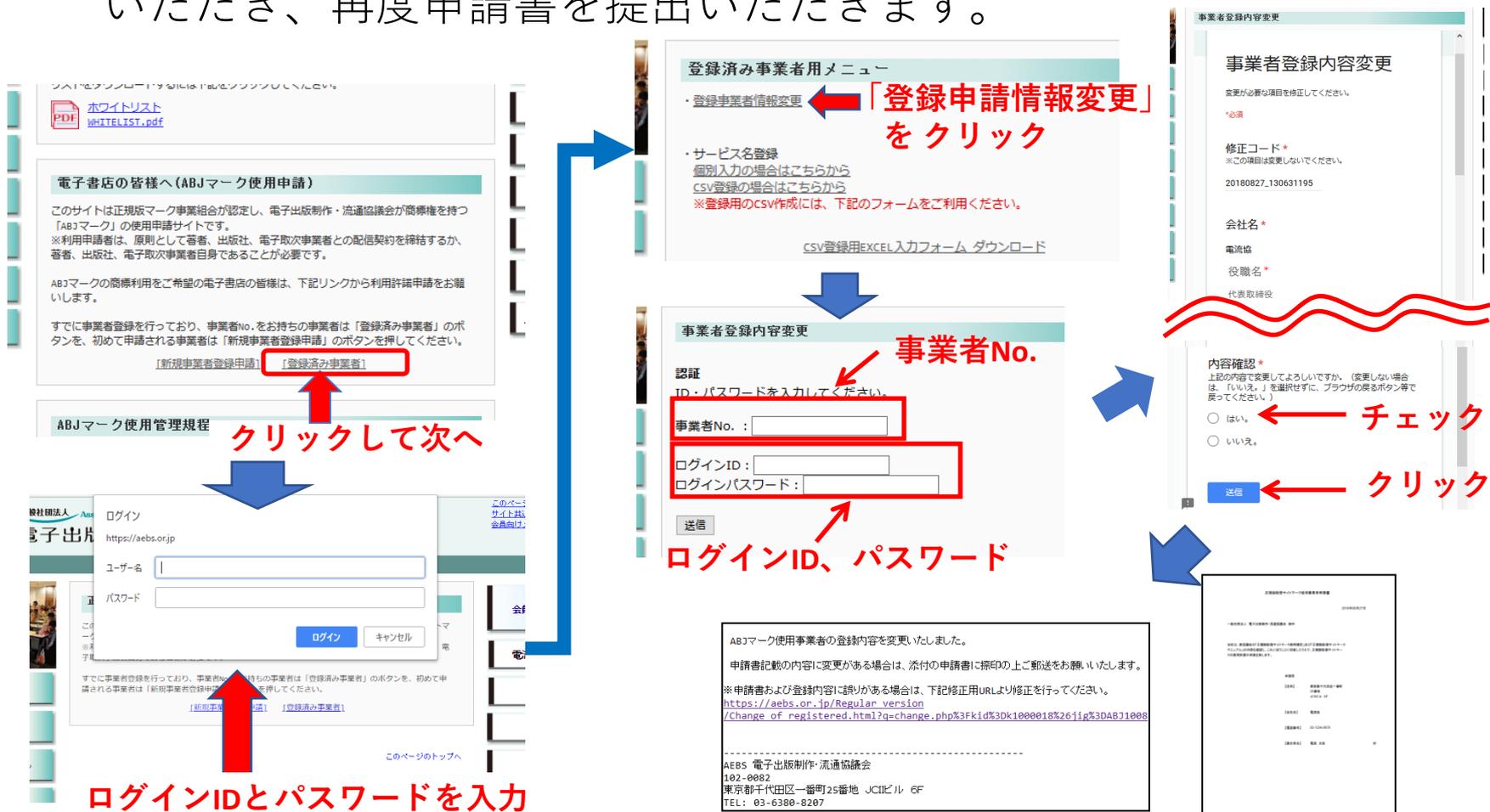
※弊協議会での事務処理や認定委員会での  
審査に時間がかかる場合があり、  
申請から使用許諾証発行までに  
時間を要することがありますので、  
予めご了承ください。



使用許諾証イメージ

# 参考) 申請書提出後の事業者登録変更手続き

- 申請書提出後に登録内容に変更があった場合には、「登録済み事業者用メニュー」の「登録事業者情報変更」から登録内容を変更いただき、再度申請書を提出いただきます。



## 参考) 申請書提出後の事業者登録変更の注意点

- 下記の申請書記載項目に変更がある場合には、再度責任者印をご捺印いただいた申請書を郵送またはPDFにて、再度弊協議会宛にお送りください。

<変更項目>

「会社名<sup>※1</sup>」 「住所」 「電話番号」 「役職名」 「責任者名」

※1 商号変更の場合や合併存続会社が商号変更した場合。合併の消滅会社については、登録の取り消し手続きをしていただきます。

- なお、変更項目が「申請者名」、「申請者メールアドレス」のみの場合には申請書の再提出は不要です。

# サービス登録申請手順

## サービス登録申請での注意事項

- 登録は<個別登録>と<CSV登録>のいずれかの方法で実施いただきます。
  - 同じサービス名でWebサービス、アプリなど複数のプラットフォームでサービス展開されている場合には、同一サービスとして申請いただくこととなります。このためプラットフォームが異なっても、同一サービスであればABJマークの管理番号は同じになります。
  - サービスを複数のプラットフォームで展開されている場合には、下記のルールで登録申請をお願いします。
    - ① Webサービス＝サービスのURLを記載
    - ② iOS、Androidのアプリでのサービス＝「iOS」「Android」欄にチェック
    - ③ 上記以外のプラットフォームでのサービス＝「その他」欄にチェック  
例) ゲーム機のプラットフォームで展開されているサービス
- ※iOS、Android以外の複数のプラットフォームでサービス展開されている場合も、「その他」にチェックいただければ結構です。

# サービス登録 <ログイン>

- 「ログインID」と「パスワード」で「登録済み事業者用メニュー」に入っていたいただき、サービスの登録をしていただきます。個別に入力いただく場合には「個別入力」を、まとめて登録する場合には「CSV登録」を選択してください。

このサイトは正規マーク事業組合が認定し、電子出版制作・流通協議会が商標権を持つ「ABJマーク」の使用申請サイトです。  
 ※利用申請者は、原則として著者、出版社、電子取次事業者との配信契約を締結するか、著者、出版社、電子取次事業者自身であることが必要です。  
 ABJマークの商標利用をご希望の電子書店の皆様は、下記リンクから利用許諾申請をお願いします。  
 すでに事業者登録を行っており、事業者No.をお持ちの事業者は「登録済み事業者」のボタンを、初めて申請される事業者は「新規事業者登録申請」のボタンを押してください。

ABJマーク使用管理規程 **クリックして次へ**

ログイン  
 https://aebs.or.jp  
 ユーザー名  
 パスワード  
 ログイン キャンセル

登録済み事業者用メニュー  
 ・登録事業者情報変更  
 ・サービス名登録  
 個別入力の場合はこちらから  
 CSV登録の場合はこちらから  
 ※登録用のCSV作成には、下記のフォームをご利用ください。  
 CSV登録用EXCEL入力フォーム ダウンロード

事業者登録内容変更  
 認証  
 ID・パスワードを入力してください。  
 事業者No. :   
 ログインID :   
 ログインパスワード :   
 送信

サービス登録  
 ABJマーク使用サービス登録  
 \*必須  
 登録コード  
 ※この項目は変更しないでください。  
 20180920\_22152638  
 部署名・役職名\* (1)  
 申請者名\* (2)  
 申請者メールアドレス\* (3)

**「個別入力」、「csv登録」いずれの場合にも、**  
 (1) 「部署名・役職名」、(2) 「申請者名」、  
 (3) 「申請者メールアドレス」 を入力してください。

# サービス登録 <個別入力> (登録方法)

- 登録する (1) サービス名と (2) Webでサービスされている場合はそのURLを入力し、 (3) 同一サービスでiOS、Androidのアプリなどでも展開されている場合にはそれぞれにチェックを入れていただきます。
- ※なお、一度に登録できるのは20サービスまでです。
- ※Webでサービスを展開されていない場合にはURLは空欄で結構です。

サービス登録

ABJマーク使用サービス登録

\*必須

サービス登録

サービス名01 \*

回答を入力 (1)

URL01

回答を入力 (2)

PF01 \*

※提供プラットフォームにチェックを付けてください。

iOS

Android

その他 (3)

サービス名02

サービス登録

Android

その他

サービス名20

回答を入力

URL20

回答を入力

PF20

※提供プラットフォームにチェックを付けてください。

iOS

Android

その他

戻る 送信

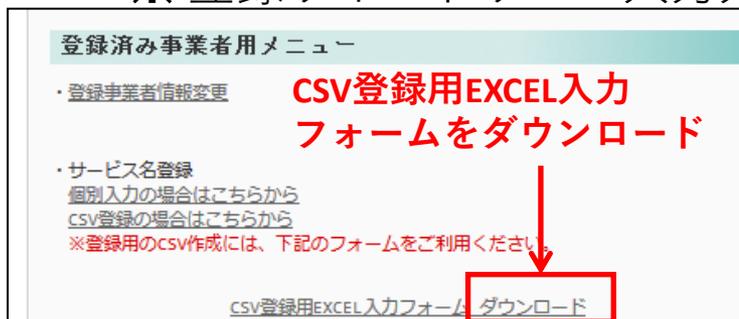
必要サービス分を入力したら送信してください

# サービス登録 < CSV登録 > (登録方法)

- 所定の入力フォームに「サービス名」、「WebサービスのURL」を記入し、「iOS」、「Andoroid」、「その他」の有無を入力の上、CSV（カンマ区切り）形式で保存いただきます。  
そのデータを「メモ帳」などで開き、該当する範囲をコピーして、CSV登録ウィンドウに貼り付けて送信いただきます。

※一度に登録できるのは20サービスまでです。20以上登録しようとするときエラーメッセージが出ます。

※登録ウィンドウへの入力方法は次ページを参照ください。



MS Pゴシック 11 A A

貼り付け B I U 折り返して クリップボード フォント セルを結合 配置

	A	B	C	D	E
	サービス名	WebサイトURL	iOS	Andoroid	その他
1	電流協A書				0
2	電流協B書				1
3	電流協C書				0

CSVデータ作成

作成したCSVデータを登録ウィンドウに貼り付け

ABJマーク使用サービスCSV登録

\*必須

サービス登録 (CSV)

CSV \*

下記に、CSV登録用EXCEL入力フォームにて作成したCSV (カンマ区切り)を貼り付けてください。(タイトル行は不要です。)

A書店,https://aebs.or.jp/,1,1,0  
B書店,https://aebs2.or.jp/,0,0,1  
C書店,1,1,0

CSV登録ウィンドウ

# サービス登録 < CSV登録 > (CSVデータ作成方法)

- ダウンロードいただく「入力フォーム」は下記のような形式になっており、URL以外は必須入力項目になります。（Webサービスが無い場合には、URLの入力は不要です）
- iOSアプリ、Androidアプリ、その他においてサービスを「実施している」場合は「1」を、サービスを「実施していない」場合には「0」を入力してください。

入力フォームイメージ

サービス提供状況（例）

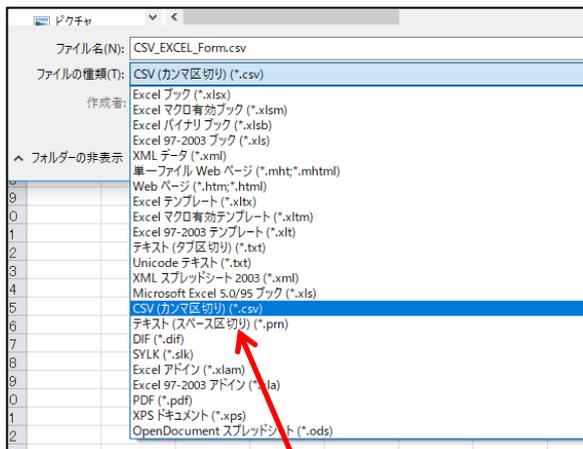
サービス	Webサービス	iOS	Android	その他
A書店	あり	あり	あり	なし
B書店	あり	なし	なし	あり
C書店	なし	あり	あり	なし

I23		A	B	C	D	E
1	※ iOS、Android、その他の部分は、フルダウ形式の入力フォーマットになっています。					
2	iOS、Android、その他でサービスを実施している場合には1を、実施していない場合には0を選択					
3	サービス名	WebサイトURL	iOS	Android	その他	
4	A書店	https://aebs.or.jp/	1	1	0	
5	B書店	https://aebs2.or.jp/	0	0	1	
6	C書店		1	1	0	
7						
8						

- 入力が終わったら、「ファイル」→「名前を付けて保存」の「ファイルの種類」で「CSV（カンマ区切り）（\*.csv）」を選択して保存してください。
- 保存したCSVファイルを「メモ帳」や「テキストエディター」で再度開いて、登録データの部分のみコピーして、CSV登録ウィンドウに貼り付けてください。**

**※ご注意）EXCELで開いたものを貼り付けるとエラーになります。**

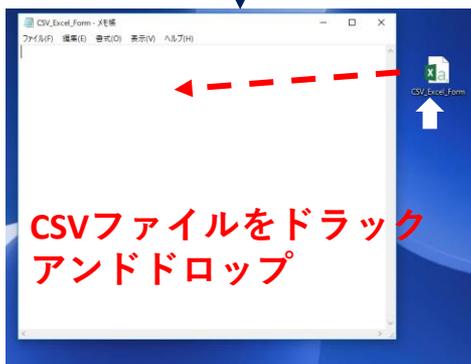
# サービス登録 < CSV登録 > (CSVデータ作成：図解)



CSV登録用EXCEL入力フォームを「CSV (カンマ区切り)」形式で保存

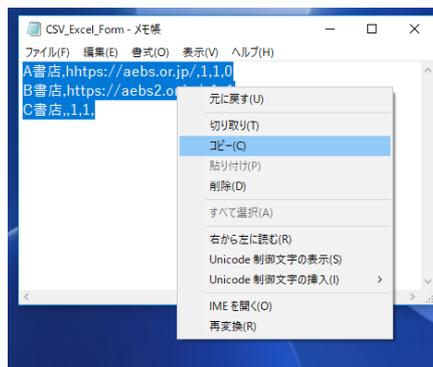


「スタート」ボタンを押して、「Windowsアクセサリ」内の「メモ帳」をダブルクリック



CSVファイルをドラックアンドドロップ

作成したCSVファイルをメモ帳にドラックアンドドロップして開く



登録するデータをコピー



コピーしたデータを登録ウインドウに貼り付け

# サービス登録 < 申請書提出 >

- 登録いただくと、申請者様宛に「ABJマーク使用サービス登録申請書」（PDF）を添付したメールが届きます。申請書に申請者様のご捺印をいただき、郵送ないしはPDFにて弊協議会宛にお送りください。

ABJマーク利用サービス登録申請ありがとうございます。

添付の申請書に捺印の上、ご郵送またはPDFで弊協議会宛ご送付をお願いいたします。

※申請書および登録内容に誤りがある場合は、下記修正用URLより修正を行ってください。

[https://aebs.or.jp/Regular\\_version/Change\\_of\\_registered.html?q=change.php%3Fkid%3Dk100018%26jig%3DABJ1008](https://aebs.or.jp/Regular_version/Change_of_registered.html?q=change.php%3Fkid%3Dk100018%26jig%3DABJ1008)

## 配信メールイメージ

AEBS 電子出版制作・流通協議会  
102-0082 東京都千代田区一番町25番地 J C I I ビル 6 F  
TEL: 03-6380-8207  
FAX: 03-6380-8217  
URL: <http://aebs.or.jp> Mail: [info@aebs.or.jp](mailto:info@aebs.or.jp)  
Association for E-publishing Business Solution

申請 No. 自動出力

ABJマーク使用サービス登録申請書

年 月 日

一般社団法人 電子出版制作・流通協議会 御中

当社は、食協協会の「ABJマーク使用管理規定」及び「ABJマークガイドライン」の内容を確認し、これに従うことに同意したうえで、下記の ABJマークのサービスごとの使用許諾の申請を致します。

サービス名称	サイト URL	iOS	Android	その他
自動出力	自動出力	自動出力	自動出力	自動出力
自動出力	自動出力	自動出力	自動出力	自動出力
自動出力	自動出力	自動出力	自動出力	自動出力
自動出力	自動出力	自動出力	自動出力	自動出力
自動出力	自動出力	自動出力	自動出力	自動出力

申請者

【住所】 自動出力

【会社名】 自動出力

【電話番号】 自動出力

【申請担当署名】 自動出力 印

## 登録申請イメージ

# 参考) 申請書提出前のサービス登録変更手続き

- メールに添付されたPDFをご確認いただき、記載内容に誤りがあった場合には、メールに記載された「修正用URL」から修正が可能です。登録内容を修正して送信すると修正を反映した申請書(PDF)がメールで届きます。**※修正用URLは登録日翌日の23:59まで有効**

**修正用URL**

クリック

事業者No.

ログインID、パスワード

サービス登録

ABJマーク使用サービス登録

サービス登録変更

申込番号  
20180829\_13312541

サービス名01 \*  
電流協A書店

URL01 \*  
<https://aebs.or.jp/>

PF01 \*  
※提供プラットフォームにチェックを付けてください。  
 iOS  
 Android  
 その他

サービス名02

**CSV登録の場合も、上記画面からの変更となります**

ログインIDとパスワードを入力

## サービス登録 <使用許諾>

- 弊協議会で申請書を受け取り、認定委員会で確認した後、「使用許諾証」と管理番号入りのABJマークデータ（illustratorデータ）を弊協議会よりメールで申請者様宛にお送りします。

ABJマーク使用許諾証（サービス単位）

年 月 日

自動出力 御中

年 月 日付の ABJ使用サービス登録申請書につき、ABJ使用管理規程に基づき、マークの使用を許諾し、以下の管理番号を通知いたします。なお、同管理規程●●●●に基づいて、その使用許諾が取消又は終了した場合は、直ちにその使用を中止してください。

サービス名称	管理番号
自動出力	自動出力

東京都千代田区一番町 25 番地 JCII ビル 6 階  
一般社団法人 電子出版制作・流通協議会

使用許諾証イメージ

# サービスの使用許諾取り消し手順

## サービスの使用許諾の取り消し

- サービスが終了するなどマークを使用しなくなった場合には、登録の取り消しをお願いいたします。
- サービス登録同様、ログインして「登録済み事業者用メニュー」の「閉鎖サービス登録取り消し」をクリックして、フォームに必要事項を記入して送信してください。
- 認定委員会で確認後、弊協議会より「ABJマーク使用サービス許諾取消通知」を申請者様にお送りいたします。

# 事業者登録の取り消し手順

## 事業者登録の取り消し

- 事業者としての商標使用登録を取り消す場合にも、登録の取消をお願いいたします。
- サービスの使用許諾取り消し同様、ログインして「登録済み事業者用メニュー」の「事業者登録取り消し」をクリックして、フォームに必要事項を記入して送信してください。
- 認定委員会で確認後、弊協議会より「ABJマーク使用事業者許諾取消通知」を申請者様にお送りいたします。

# 登録サービス変更手順

## サービス名称などが変わる際の手続き

- サービス名称やURLなどが変更となる場合には、お手数ですが変更前の使用申請を取り消していただき、新たに新サービスとして使用申請を行ってください。
- サービス統合などで新しいサービスとなる場合（従来のサービスと異なる名称になる、URLが変更されるなど）には、下記の通りの手続きをお願いします。
  - (1) 統合される双方のサービスの使用申請を取り消し
  - (2) 新たなサービス名で使用申請登録
- サービス統合などで、どちらかのサービス名称などを引き継ぐ場合には、廃止となるサービスの使用申請の取消しをお願いします。

## サービス提供するプラットフォームを追加・削除する手続き

- 既に登録済みのサービスにおいて、新たなプラットフォームでサービス展開される場合<sup>1)</sup> や提供していたひとつのプラットフォームのサービスを閉鎖する場合<sup>2)</sup> には、「登録済み事業者」メニューから「既登録サービス変更」を選択してください。
  - 1) 新たなプラットフォームでサービス展開される場合：  
例) **Web**サービスと**iOS**で同一サービス名でサービス提供されていて、同じサービス名で新たに**Android**でも展開されるようなケース
  - 2) 提供していたひとつのプラットフォームのサービスを閉鎖する場合：  
例) 既に同一サービスとして複数のプラットフォーム展開 (**Web**、**iOS**、**Android**) しているが、**Web**サービスのみを閉鎖されるようなケース
- 「問合せ・依頼フォーム」が開きますので、「問合せ・依頼区分」で「既登録サービス変更」を選択し、必要事項を記入したうえで、「お問合せ・ご依頼内容」に下記を明記して、送信してください。
  - ①ABJマークの管理番号
  - ②サービス名
  - ③追加するプラットフォーム (**Web** の場合は**URL**) ・削除するプラットフォーム

# 事業譲渡等による事業者名変更の際の手続き

## 事業者が合併や事業譲渡等で変わる際の手続き

- 双方が既に登録事業者である場合、事業者Aから事業者Bに事業譲渡によりサービス事業を譲渡した場合には、下記の手続きを取ってください。
  - (1) A事業者は事業譲渡したサービスの使用申請を取り消す
  - (2) B事業者は譲渡されたサービスの使用申請の登録を行う
- 事業譲渡を受けないしは合併の存続会社が登録事業者でない場合には、下記の手続きを取ってください。
  - (1) 事業譲渡する会社、消滅会社は事業者登録を取り消す
  - (2) 譲渡を受ける会社、存続会社は事業者登録を行った後、サービスの登録申請を行う